箕面市地域経済循環創造事業
（ローカル 10,000 プロジェクト）
補助金申請事業募集要項

令和８年１１月
箕面市

１．目的

本要項は、地域における経済循環の創造を目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、本市から総務省に申請する事業（以下「申請事業」という。）を民間事業者等（以下「事業者」という。）から募集するにあたり必要な事項を定める。

２．事業の概要

（１）事業名

「箕面市地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）」

補助金の交付にあたっては、次に掲げる事項をもって交付する。

①箕面市議会における当該申請事業予算の可決

②国（総務省）の申請事業の採択

（２）募集する申請事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業とする。

ア 地方公共団体、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の人材・資源・資金を活用した地域密着型の新たなビジネスであること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知)（以下、「国要綱」という。）第 7 条第 2 項の表中③に規定する事業であること。

オ 下記(4)に規定する補助対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額（以下「融資額」という。）の総額が下記(5)に規定する公費による補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、経営者個人が会社の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

カ 地域課題の解決につながり、地域への経済波及効果等を見込むことができる事業であること。

なお、審査においては、「(別紙２）重点的な地域課題一覧」に対応する事業であるかを重視する。

（３）その他の要件

申請事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア　事業の実施場所が本市内であること。

イ　国及び都道府県が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

ウ　本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

エ　上記２（２）オに規定する融資について、地域の金融機関の承認が見込めること。

オ　事業は、補助金の交付決定日以降に着手すること。また、事業の実施期間は交付決定を受けようとする年度から翌年度末までの最長２年間とすること。

（４）補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国要綱第 10 条に規定する交付決定の日から国要綱第 14 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内　　容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

（５）補助金

ア　補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関の融資額及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

(a) 融資額が補助金額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円

(b) 融資額が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円
(c) 融資額が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円
(d) 融資額が補助金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

※補助金の単年度ごとの交付額（以下、「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

単年度交付額 =（交付限度額 ×Ａ）− Ｂ

Ａ：補助金が交付される年度の年度末における事業の進捗率

Ｂ：前年度末までに交付された補助金の総額

進捗率：事業の総事業費に対する執行事業費の割合

イ　市予算の都合により補助金額を減額する場合がある。

ウ　補助金の支払いは、単年度ごとの実績報告書を市が受け付け、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後に支払う。

３．応募資格

応募する事業者は、次の要件をすべて満たすこと。

（１）本店所在地の市税、都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）法人税及び消費税について未納がないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び箕面市暴力団排除条例（平成 26 年箕面市条例第 44 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

４．応募方法

以下の書類を提出すること。なお、提出された書類は返還しない。

（１）提出書類

ア 箕面市地域経済循環創造事業選定申請書（様式第一号）

イ 地域経済循環創造事業実施計画書

ウ 直近２年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式

エ 申請事業の企画提案書・工程表(任意様式)

※企画提案書全体で 30 ページ以内とする。(表紙を付けること。但し表紙・見積書は頁数に含まない。)

オ 金融機関等が発行する融資の見込みを確認できる書類
カ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
キ 事前確認用チェックシート
ク その他市長が必要と認める書類

（２）提出方法

下記（４）に記載のメールアドレス宛に電子メールで提出すること。なお、上記（１）の提出書類のうち、イは Excel データ、その他については PDF データで提出すること。

また、書類を提出した場合は、（４）提出先にメールが到着していることを電話等により確認すること。

（３）提出期間

随時

（４）提出先

住　所：〒562-0003　箕面市西小路 4-6-1
箕面市役所　企画部　商工労働課
電　話：072-724-6727
E-mail：syoukou@maple.city.minoh.lg.jp

５．提出書類の作成に関すること

（１）提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

（２）様式の入手方法

様式は、本市のホームページに掲載する。

（３）書類作成時の書式等

ア 用紙はＡ４サイズ（縦・横は自由）を基本とする。
イ 文字サイズは１２ポイント以上で作成すること。
ウ 使用言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。
エ 提出書類は全て順に並べ書類ごとに仕切り（目次等）を挿入した上でＰＤＦファイルにまとめ、通しのページ番号を付すこと。

（４）様式等記入上の注意

ア 箕面市地域経済循環創造事業選定申請書(様式第１号)

担当者欄には、本事業の窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 地域経済循環創造事業実施計画書

以下のことをわかりやすく記載すること。

(a) 地方公共団体、地域の金融機関等との連携により、地域の人材・資源・資金を活用した地域密着型の事業であること。

(b) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応となること。

(c) 同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高いモデル性があること。

(d) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

(e) 以下のいずれかに該当する「重点支援分野」事業であること

ⅰ）地域脱炭素の推進に特に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの

ⅱ）地域の若者や女性の活躍に特に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの

ウ 申請事業の企画提案書・工程表(任意様式)

様式は任意とするが、Ａ４サイズ（縦・横は自由）を基本とし、ページ番号を付すこと。(表紙を付けること。)

エ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載すること。

(a) 遵守すべき法令等

(b) 取得が必要な許可等の名称、関係機関との調整状況及び取得スケジュール

（５）留意事項

ア 提出書類一式は、本事業の審査・選定、および選定後の事業管理、交付金の交付・精算手続き、事後評価等の目的にのみ使用し、その他の目的には使用しない。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出期間終了後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ　本事業に採択された事業者は、申請書類、交付決定書、実績報告書、および事業に係る収支の事実を証明する証拠書類（領収書等）を事業終了の翌年度から 10 年間保管すること。また、国（総務省、会計検査院）または本市から書類の提出や検査の求めがあった場合は、これに応じること。

６．事業選定の審査について

（１）審査方法

申請事業候補者の決定にあたっては、以下の方法で審査をおこなう。

ア 補助額１００万円未満の場合、１次審査制（書類審査）

事業実施計画書及び申請事業の企画提案書・工程表の書類審査を行い、合計得点が７割以上の得点を獲得した事業について、地域課題の状況や財政状況等に鑑み、選定する。

イ 補助額１００万円以上の場合、２次審査制（書類及びプレゼンテーション審査）

事業実施計画書及び申請事業の企画提案書・工程表の書類審査及び、事業者によるプレゼンテーションを行う。合計得点が７割以上の得点を獲得した事業について、地域課題の状況や財政状況等に鑑み、選定する。

（２）プレゼンテーションの実施

ア 実施日時・場所　別途、案内通知に詳細を記載し、担当者宛にメールにて通知する。

イ 実施方法　各事業者２名までの出席（実際にプロジェクトを担当する者を必ず参加者に含めること。）とし、１事業者４０分とする。（プレゼンテーション２０分、質疑応答２０分）

（３）審査基準

（別紙１）「評価基準一覧」の評価基準をもって採点を行う。

（４）選定結果の通知

１次審査及び２次審査において、選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異義申し立ては受け付けないとともに、選定経緯は公表しない。

（５）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 選定の公平性を害する行為があった場合

ウ 未提出書類があった場合

７．スケジュール

審査は申請事業の応募があった場合、以下のスケジュールで審査する。

３月～　５月に応募があった場合：　７月中に開催

６月～　８月に応募があった場合：１０月中に開催

９月～１１月に応募があった場合：　１月中に開催

１２月～　２月に応募があった場合：　３月中に開催

なお、書類の提出は随時受付けるものとする。ただし、審査の対象となる事業は、審査の１ヶ月前までに提出された事業に限る。これを超えて提出された事業については、次回審査の対象とする。また、選定結果は審査後、２週間以内に申請者に通知するものとする。

８．選定された申請事業の留意事項

（１）総務省からの助言及び本市との協議の中で、補助金の目的を達成する上でやむを得ず事業計画（経費の配分や内容など）を変更する必要があるときは、本市の承認を受けたのちに変更する。

（２）補助金の額は、提出のあった計画の範囲内とし、増額できないものとする。

（３）申請にあたっては、国要綱及び箕面市地域経済循環創造事業補助金交付要綱、地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ウェブサイト等を参照し、これらの要綱を十分認識のうえ申請すること。